通勤手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 寝屋川高等学校 | 所属は、ＪＲおおさか東線新大阪－放出間新線開業に伴う通勤手当について、所属職員の通勤認定を確認し、新設される駅を利用することが「最も経済的かつ合理的」と判断される場合は、該当する職員に申請を促し、認定経路の変更を行わなければならないが、変更が行われていないものが１件あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 通勤手当認定 | 算定基礎となる交通機関等の利用区間 | 通勤手当額（６ケ月） |
| Ａ | 認定されていた経路 | ＪＲ　　鴫野～京橋京阪　　京橋～寝屋川市 | 76,910円 |
| 変更後の認定経路 | ＪＲ　　鴫野～ＪＲ野江京阪　　野江～寝屋川市 | 74,590円 |

 | 　【職員の給与に関する条例】（通勤手当）第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。【職員の通勤手当に関する規則】（支給対象期間）第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。（支給方法等）第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）【職員の通勤手当に関する規則の運用について】第４条関係１　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【職員の通勤手当に関する規則】第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。【ＪＲおおさか東線新大阪－放出間新線及び嵯峨野線「梅小路京都西」駅開業等に伴う通勤手当の取扱いについて（平成31年３月15日教職企第2488号教職員企画課長通知）】職員が新設される駅を自宅最寄駅や勤務公署最寄駅として利用する場合や新線を経由する場合は届出が必要となりますので、該当する職員に届出を促していただきますようお願いします。また、所属職員の通勤認定を確認していただき、新設される駅や路線を利用することが「最も経済的かつ合理的」と判断される場合には、所属において認定経路の変更をお願いします。 |

 | 　是正を求められた事項について、認定経路の変更とともに通勤手当の訂正を行った。　訂正に係る差引支給額については、令和３年１月支給分にて反映済みである。　なお、事務室内で指摘事項について周知を行うとともに、通勤認定処理を行う際にダブルチェックを徹底することとし、チェック体制の強化を図った。　 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月16日）